

# 令和6年度就職氷河期世代能力開発支援事業 委託業務仕様書

## 1 目的

いわゆる「就職氷河期世代」（現在概ね30代後半～50代前半）に該当し、不本意ながら非正規雇用で就労する方や無業の方は、十分な能力開発を受ける機会に恵まれておらず、自己評価が低い傾向にある。加えて、企業に評価されるようなスキルや職務経歴も積めていないため、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせずにいる。本事業は、就労・正社員化に向けた支援を必要とする就職氷河期世代の方に対し、能力開発を意識啓発し、県で実施している公共職業訓練に誘導することで安定就労及び手に職を付けた産業人材の育成・供給に繋げるものである。

## 2 委託業務名

令和6年度就職氷河期世代能力開発支援事業

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 委託料上限額

2,868,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

## 5 業務内容

### (1) 就職氷河期世代の能力開発意欲を喚起する講演会の開催

不安定な就労状態にある等、支援を必要とする就職氷河期世代を捕捉し、能力開発に向け意識啓発を図るため、就職氷河期世代を誘引する著名人による講演会を開催する。

#### ① 開催時期、場所

- ・ 令和6年10月頃に、松山市内で開催する。

#### ② 参加者数

- ・ 100名程度とする。

#### ③ 内容

- ・ 就職氷河期世代の著名人（自身の体験談等で就職氷河期世代を鼓舞できるような方）による講演を含むこと。
- ・ 参加者の適性、適職診断を含むこと。
- ・ 会場内に県立産業技術専門校のブースを設置すること。

#### ④ その他

- ・ 会場設営、撤去、企画、運営、スタッフや講演者の手配等、それに付随する一切の業務を行うこと。
- ・ 広報手段は任意であるが、「どこにいるか」捕捉できていない、支援を必要とする就職氷河期世代一人一人に届くような周知広報を行うこと。

- ・講演会終了後、参加者に対するアンケート調査を実施すること。
- (2) 職業訓練体験及び職場訪問の実施
- 県立産業技術専門校で実施している職業訓練の現場や職業訓練の修了者が活躍している職場を訪問する職業訓練体験及び職場訪問を実施する。
- ① 開催時期、場所
- ・令和6年11月から令和7年1月の間（県立産業技術専門校及び企業の指定する時期）で、新居浜市・今治市・宇和島市で1回ずつ開催する。
  - ・イベント当日は現地集合・現地解散とする。
- ② 定員
- ・1回あたり5名程度とする。
- ③ 内容
- ・県で実施している職業訓練カリキュラム、取得可能な資格及び進路等のガイダンスについて、参加者が理解できるものであること。
  - ・県立産業技術専門校の施設見学、職業訓練体験を行うこと。
  - ・訓練生との座談会を行うこと。
  - ・職業訓練修了者が活躍している企業の見学、修了者へのインタビューを含むこと。
- ④ その他
- ・本イベントの実施に当たっては、県立産業技術専門校等と直接かつ十分に協議、調整を行うこと。
- (3) 職業訓練体験及び職場訪問参加者に対する動向調査の実施
- 職業訓練体験及び職場訪問の参加者に対して、当該イベント後の就職状況等について、動向調査を実施する。
- ① 実施時期
- ・令和7年3月頃
- ② 調査項目
- ・職業訓練受講の意向
  - ・求職活動の状況 など

## 6 成果目標

- (1) 講演会参加者 100名
- (2) 職業訓練体験及び職場訪問参加者 計15名

## 7 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、講演会、職業訓練体験及び職場訪問の開催時期や内容等の具体的な業務内容について、県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。

- (3) 県は、必要がある場合は受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は業務実施過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 8 再委託の可否

受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、県が必要と認めるときは、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、委託契約書に基づき再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

## 9 著作権の譲渡等

- (1) 本事業の成果物に対する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、県に無償で譲渡すること。また、県並びに県により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作権者人格権（著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を行使しないこと。
- (2) 成果物の素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

## 10 その他

- (1) 事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は関係法令等を遵守し、準備作業、運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。
- (3) 受託者が本業務で得られた成果は、原則として愛媛県に帰属する。
- (4) 受託者は、この契約の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけな  
い。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、個人情報について「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び仕様書に記載のない事項については県と協議の上、実施すること。県側の都合により、作業の実施時間、方法等が制限される場合があるので、実施に当たっては十分調整・協議を行うこと。
- (7) 受託業務の詳細については県と十分な打合せを行い、双方共通の認識のもとで事業が進むよう留意すること。本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定する。